

災害時NPO活動支援事業【緊急支援活動】実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金実施要綱(以下「要綱」という。)第4条第1項第1号の事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、災害時に発生する多様なニーズに迅速に対応するため、平常時からさまざまな分野のNPOと協定を締結し、NPOがもつ専門性やノウハウを生かした被災地・被災者支援を行うことにより、災害からの早期の復旧・復興を図ることを目的とする。

(対象となる団体)

第3条 この事業の対象となる団体は、災害時に支援活動を行う特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人等の民間非営利団体(以下「NPO」という。)とし、次の各号をすべて満たすものであること。

- 一 三重県内に活動拠点があること。
- 二 過去の災害において被災地・被災者支援の活動実績があるなど、支援のノウハウを有していること。
- 三 県全域又は複数の圏域において活動することができること。
- 四 三重県又は県内市町等の総合防災訓練や災害支援にかかる研修等に参加し、平常時から災害時に備えた人材育成と関係づくりに取り組んでいること。
- 五 ホームページ等の広報媒体を有し、情報発信が随時実施できること。
- 六 迅速かつ継続的に活動することができる体制があること。
- 七 設立後1年を経過し、1事業年度以上活動を行っている団体であること
- 八 定款又は規約等の書類が整備され、組織化された団体であること。
- 九 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- 十 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- 十一 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げる要件に該当しないこと。

(対象となる活動)

第4条 この事業の対象となる活動は、次の各号をすべて満たすものとする。

- 一 県内で災害が発生した場合に実施する被災地、被災者にとって効果的な支援活動であること。
 - 二 専門性を有し、住民同士の共助では対応が難しい活動であること。
 - 三 被災地の災害対策本部やボランティアセンター等と必要な連携を図り行う活動であること。
 - 四 発災後、概ね2か月間に行う活動であること。
- 2 前項第4号の期間については、被災地、被災者の状況により延長することができるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動については、対象外とする。
- 一 営利を目的とした活動
 - 二 特定の政党若しくは政治的団体又は宗教のための活動

(対象となる経費)

第5条 この事業で対象となる経費については、活動の実施に直接要するもので、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 被災者・被災地支援に要する経費
 - 二 被災状況等の調査に要する経費
 - 三 その他活動に必要な経費で知事が認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、対象外とする。
- 一 他の公的機関や民間の団体等の助成を受ける経費
 - 二 団体の経常的な人件費や運営費
 - 三 個人の所有となる物品や個人の食糧費等
- 3 第1項の経費については、120万円を上限とする。

(実施申出)

第6条 第4条第1項に定める活動を行おうとする者は、災害時緊急支援活動実施申出書に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- 一 団体概要書
- 二 活動計画書
- 三 県関係課意見書
- 四 収支予算書
- 五 団体の定款又は規約

六 役員等一覧表

七 直近1か年の事業報告書及び活動決算書、事業計画書及び活動予算書又はこれに準ずる資料

八 その他参考となる資料

(選定)

第7条 知事は、前条の申出があったときは、別に定める選定要領に基づき、協定団体候補者を選定するものとする。

2 前項の選定にあたっては、地域や分野を考慮して選定することができるものとする。

3 前2項の選定にあたっては、要綱第8条の規定に基づいて設置される「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」(以下「運営委員会」という。)の委員の意見を求めるものとする。

(協定)

第8条 知事は、前条により選定された協定団体候補者と次に掲げる事項について協議するものとする。

一 災害時に実施する活動について

二 支援活動の要請手続きについて

三 費用の負担について

四 平常時からの協力体制について

五 協定の解消について

六 その他諸条件について

2 前項の協議が整ったときは、前条により選定された候補者(以下、「協定団体」という)と災害時緊急支援にかかる協定を締結するものとする。

3 前項の協定の締結にあたっては、協定書を作成し、第1項各号に掲げる項目に関する細目について規定するものとする。

(協力の要請)

第9条 知事は、災害時において必要と認めた場合は、前条の協定に基づき、協定団体に支援活動の実施を書面により要請するものとする。

2 前項の要請については、緊急を要する場合は、電話、口頭等で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

3 知事は、前2項の要請を行ったときは、第8条の協定に基づき、費用の全部又は一部を概算払により支払うものとする。

(事業の変更)

第10条 知事及び協定団体は、第8条第3項で締結した協定書に定める同条第1項第1号の事項を変更する必要があるときは、書面で協議しなければならない。

2 前項の協議は、緊急を要する場合は、電話、口頭等で協議し、その後速やかに書面を送付するものとする。

(状況報告)

第11条 協定団体は、知事の求めがあったときは、事業の遂行状況について知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 協定団体は、第9条により要請された活動が終了したときは、速やかに災害時緊急支援活動実績報告書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 活動報告書
- 二 収支報告書
- 三 活動日報
- 四 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
- 五 その他知事が必要とする資料

2 協定団体は、事業費が確定したときは、速やかに概算払精算書を知事に提出するものとする。

3 知事は、概算払精算書の内容を審査し、事業費を精算する。なお、精算残金があるときは、協定団体は知事が定める期日までにその残額を返還するものとする。

(要請の取消)

第13条 知事は、協定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定による支援活動の要請の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 支援活動の実施について不正又は不誠実な行為をしたと知事がみとめたとき。
- 二 活動経費を第9条で要請した支援活動以外の用途に使用した場合
- 三 前2号に掲げる場合のほか、本要領、協定書等に違反し、事業の目的を達することができないと認められるとき。

2 知事は、前項の規定により要請を取り消すときは、その旨を書面により通知するものとする。

(返還)

第14条 知事は、前条の規定により支援活動の要請を取り消した場合において、既に活動経費が支払われている場合は、当該経費の全部又は一部について期限を定めて、協定団体に返還させるものとする。

(財産の管理)

第15条 協定団体は、事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下、「取得財産等」という。)のうち価格が10万円を超えるものについては、知事の承認を受けずに、事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該取得財産等の原価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)に規定する耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

(書類の保管)

第16条 協定団体は、事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管するものとする。

(情報公開)

第17条 協定団体は、事業の成果について、当該団体のホームページや広報物により、広く県民に情報を公開するものとする。

2 協定団体は、知事が事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力を行わなければならない。

(事業報告)

第18条 協定団体は、毎年、別に定める期日までに事業報告書及び翌年度の事業計画書を知事へ提出するものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成25年1月15日から施行する。